

◎新潟県告示第1191号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
糸魚川内水面漁業協同組合（糸魚川市大字須沢中脇2426）
- 2 漁業権の免許番号
内共第23号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

変 更 後	変 更 前																																				
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第23号第<u>五</u>種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">ア 漁具、漁法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">イ 規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">手釣、竿釣 <u>（ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く）</u></td> <td style="border: 1px solid black;">竿の長さ11m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">ア 魚種</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">イ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">あゆ</td> <td style="border: 1px solid black;">6月第4土曜日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">うぐい</td> <td style="border: 1px solid black;">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">にじます</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">いわな</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">やまめ</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">かじか</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 漁具、漁法	イ 規模	手釣、竿釣 <u>（ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く）</u>	竿の長さ11m以内	ア 魚種	イ 期間	あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	にじます	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで	かじか	3月1日から9月30日まで	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、糸魚川内水面漁業協同組合が免許を受けた内共第23号第<u>5</u>種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うぐい、かじか、にじます、いわな及びやまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(漁具、漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">ア 漁具、漁法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">イ 規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">手釣、竿釣</td> <td style="border: 1px solid black;">竿の長さ11m以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(遊漁期間)</p> <p>第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">ア 魚種</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">イ 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: 1px solid black;">あゆ</td> <td style="border: 1px solid black;">6月第4土曜日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">うぐい</td> <td style="border: 1px solid black;">1月1日から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">にじます</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">いわな</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">やまめ</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black;">かじか</td> <td style="border: 1px solid black;">3月1日から9月30日まで</td> </tr> </tbody> </table>	ア 漁具、漁法	イ 規模	手釣、竿釣	竿の長さ11m以内	ア 魚種	イ 期間	あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで	うぐい	1月1日から12月31日まで	にじます	3月1日から9月30日まで	いわな	3月1日から9月30日まで	やまめ	3月1日から9月30日まで	かじか	3月1日から9月30日まで
ア 漁具、漁法	イ 規模																																				
手釣、竿釣 <u>（ただし、あゆの遊漁を行う場合は、コロガシとルアーを除く）</u>	竿の長さ11m以内																																				
ア 魚種	イ 期間																																				
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで																																				
うぐい	1月1日から12月31日まで																																				
にじます	3月1日から9月30日まで																																				
いわな	3月1日から9月30日まで																																				
やまめ	3月1日から9月30日まで																																				
かじか	3月1日から9月30日まで																																				
ア 漁具、漁法	イ 規模																																				
手釣、竿釣	竿の長さ11m以内																																				
ア 魚種	イ 期間																																				
あゆ	6月第4土曜日から9月30日まで																																				
うぐい	1月1日から12月31日まで																																				
にじます	3月1日から9月30日まで																																				
いわな	3月1日から9月30日まで																																				
やまめ	3月1日から9月30日まで																																				
かじか	3月1日から9月30日まで																																				

(4/11～4/20を除く)

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料(税込)
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣 手釣	1日	2,200円
		1年	10,450円

2 遊漁料の納付は次のとおりとする。

(1) 内共第23号姫川における遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第22号海川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- ①糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- ②糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

第7条 (略)

(釣堀的漁場)

第8条 新潟県釣堀的漁場の開設要領に基づく釣堀的漁場を、次のとおり開設する。

- ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク
- イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域
- ウ 開設の期間 始期：令和5年1月1日
終期：令和5年12月31日
- エ 濃密放流をする魚種 いwana・やまめ・にじます
- オ 漁具・漁法 竿釣
- カ 釣り料金 1日2,000円(税込)
- キ ヒスイ峡フィッシングパークにおける料金は、当該漁場の管理棟に限り納付できるものとする。

第9条～第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲載してするものとする。

第5条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は次のとおりとする。但し、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料、中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きに規定する方法による納付するときは、1,000円を加算した額とする。

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか	竿釣 手釣	1日	2,200円
		1年	10,450円

2 遊漁料の納付は次のとおりとする。

(1) 内共第23号姫川における遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてなければならない。当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付することもできるものとする。なお、内共第21号早川もしくは内共第22号海川において遊漁料を納付した場合は、この限りではない。

- ①糸魚川内水面漁業協同組合 姫川事務所
- ②糸魚川内水面漁業協同組合が指定した者

第7条 (略)

(釣堀的漁場)

第8条 新潟県釣堀的漁場の開設要領に基づく釣堀的漁場を、次のとおり開設する。

- ア 名称 ヒスイ峡フィッシングパーク
- イ 開設の場所 糸魚川市大字小滝字牛落地内、姫川支流小滝川のカラソ沢202.5mの区域
- ウ 開設の期間 始期：令和4年1月1日
終期：令和4年12月31日
- エ 濃密放流をする魚種 いwana・やまめ・にじます
- オ 漁具・漁法 竿釣
- カ 釣り料金 1日2,000円
- キ ヒスイ峡フィッシングパークにおける料金は、当該漁場の管理棟に限り納付できるものとする。

第9条～第12条 (略)

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第13条 この漁場区域内及び表アに掲げるすべての漁場区域において、表イの左欄の水産動植物を同表中欄の漁具漁法を使用して遊漁をしようとする者は、

第2条、第6条及び第9条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

2 県内共通遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号		
		羽茂川	内共第25号
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	13,200円(税込)	県下一円
こい、ふな	竿釣	6,050円(税込)	県下一円

3 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

第2条、第7条及び第8条の規定にかかわらず、あらかじめ、表イ右欄の1年当たりの遊漁料を納付し、当該遊漁について新潟県内水面漁業協同組合連合会の承認を受けなければならない。

表ア

漁場の区域	漁業権番号	漁場の区域	漁業権番号
大川	内共第1号	北ノ又川、恋ノ岐沢	内共第13号
勝木川	内共第2号	鯖石川	内共第15号
三面川	内共第3号	鶴川	内共第16号
荒川	内共第4号	関川及び保倉川	内共第17号
胎内川	内共第5号	桑取川	内共第19号
加治川	内共第6号	能生川	内共第20号
新井郷川分水路、新井郷川及び福島潟	内共第7号	早川	内共第21号
		海川	内共第22号
阿賀野川	内共第8号	姫川	内共第23号
栗ノ木川及び鳥屋野潟	内共第9号	国府川	内共第24号
御手洗潟	内共第10号	羽茂川	内共第25号
佐潟及び上佐潟	内共第11号		
信濃川、加茂川、五十嵐川、刈谷田川、魚野川、清津川	内共第12号		

表イ

水産動植物	漁具漁法	遊漁料1ヶ年	適用範囲
いわな、やまめ、うぐい、かじか、にじます、こい、ふな、うなぎ	竿釣	12,000円(税抜)	県下一円
こい、ふな	竿釣	5,500円(税抜)	県下一円

2 前項の遊漁料の納付及び遊漁承認証の交付は、表ウの場所において行うものとする。

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>下赤谷245-1</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>住田510 新発田</u> <u>田市役所加治川支所内</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>前新田304</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>中央区西堀通4番</u> <u>町259-58</u>
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>津川2105</u> <u>番地6</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>清五郎417</u>
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>長谷121</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>石曾根798-2</u>
関川水系漁業協同組合	<u>妙高市美守2-1-38 1</u> <u>F</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>667</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>801</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢 <u>中脇</u> 2426
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店、オンラインシステム等	

4 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおり

表ウ

組合名	住所
新潟県内水面漁業協同組合連合会	新潟市中央区南万代町13番3号
大川漁業協同組合	村上市温出472-28
三面川鮭産漁業協同組合	村上市若葉町15-1
荒川漁業協同組合	村上市荒島144-24
胎内川漁業協同組合	胎内市 <u>塩沢543番地205</u>
加治川漁業協同組合	新発田市 <u>中央町4丁目10</u> <u>番4号</u>
福島潟・新井郷川漁業協同組合	新潟市北区 <u>柳原1-4-24</u>
松浜内水面漁業協同組合	新潟市北区松浜7丁目3641番地
新潟市大形地区漁業協同組合	新潟市 <u>東区津島屋3丁目</u> <u>48</u>
濁川漁業協同組合	新潟市北区松浜新町21-21
阿賀野川漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町石間3881-4
東蒲原郡漁業協同組合	東蒲原郡阿賀町 <u>両郷乙</u> <u>555</u>
鳥屋野潟漁業協同組合	新潟市中央区 <u>長潟949</u>
赤塚漁業協同組合	新潟市西区赤塚4716-4
信濃川漁業協同組合	新潟市江南区平賀字酒座川原967
加茂川漁業協同組合	加茂市 <u>赤谷1-8</u>
五十嵐川漁業協同組合	三条市高岡651
刈谷田川漁業協同組合	長岡市滝の下町4-35
魚沼漁業協同組合	魚沼市佐梨1105-16
中魚沼漁業協同組合	十日町市干溝1508
柏崎刈羽内水面漁業協同組合	柏崎市 <u>番神1-7-40</u>
関川水系漁業協同組合	<u>上越市子安新田4-67</u>
桑取川漁業協同組合	上越市有間川 <u>661</u>
能生内水面漁業協同組合	糸魚川市大字能生 <u>3133</u>
糸魚川内水面漁業協同組合	糸魚川市大字須沢2426
国府川漁業協同組合	<u>佐渡市飯持40</u>
羽茂川内水面漁業協同組合	佐渡市羽茂本郷659
その他；新潟県内水面漁業協同組合連合会及び上記漁業協同組合の指定する釣具店等	

3 前項の遊漁承認証の様式は別記様式第3号のとおり

りとする。

別記様式 1 号
年券

表

遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	No.00000	
	遊漁者	住所
	氏名	殿
	年月日	年月日

魚種…うぐい、にじます、かじか
年 度 いわな、やまめ、あゆ
漁具…竿 釣
漁業区…早川・海川・姫川

組合
魚川内水面漁業協同組合

遊漁料
¥ 1 0, 4 5 0 (税込)

裏

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。
5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年)
6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。

自 0000年1月1日 至 0000年12月31日
糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6
糸魚川内水面漁業協同組合

りとする。

別記様式 1 号
年券

表

遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	No.00000	
	遊漁者	住所
	氏名	殿
	年月日	T.S 年月日

魚種…うぐい、にじます、かじか
年 度 いわな、やまめ、あゆ
漁具…竿 釣
漁業区…早川・海川・姫川

組合
魚川内水面漁業協同組合

遊漁料
¥ 1 0, 4 5 0 (税込)

裏

注 意 事 項

1. 遊漁者は、遊漁をするときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡又は、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒否することがあります。
5. 本証の有効期間は1ケ年とします。(但し暦年)
6. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。

自 0000年1月1日 至 0000年12月31日
糸魚川市大字須沢字中脇 2 4 2 6
糸魚川内水面漁業協同組合

1日券

表

〇〇〇〇年度
1日遊漁承認証

魚種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
 漁具漁法…竿釣1本に限る
 漁業区域…姫川・海川・早川の3河川
 料金…2,200円(税込)
 現地料金…3,200円(税込)
 〒949-0301
 新潟県糸魚川市大字須沢字中脇2426
 糸魚川内水面漁業協同組合
 電話&FAX (025)552-7828

組合印

月		日
---	--	---

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日
---	--	---

裏

No.〇〇〇〇〇

注意事項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は、1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

No.〇〇〇〇〇

1日券

表

〇〇〇〇年度
1日遊漁承認証

魚種…いわな、やまめ、あゆ、にじます、うぐい、かじか
 漁具漁法…竿釣1本に限る
 漁業区域…姫川・海川・早川の3河川
 料金…2,200円(税込)
 現地料金…3,200円(税込)
 〒949-0301
 新潟県糸魚川市大字須沢字中脇2426
 糸魚川内水面漁業協同組合
 電話&FAX (0255)(52)-7828

組合印

月		日
---	--	---

〇〇〇〇年度 日釣券

月		日
---	--	---

裏

No.〇〇〇〇〇

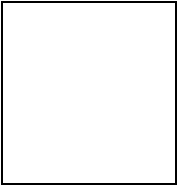
注意事項

1. 遊漁者は、遊漁するときは、本証を携帯しなければなりません。
2. 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
3. 漁場監視員の要求があったときは、本証を提示してください。
4. 遊漁規則に違反したときは、直ちに遊漁を拒絶することがあります。
5. 本証を紛失した場合は再発行しません。
6. 遊漁する場合において監視員に納付する時は、1,000円を加算した額とします。
7. 発行した券は引取りはしないものとします。
8. 組合印、又は取扱者印のないものは無効とします。
9. 当組合では、増殖事業として、稚魚成魚放流等行っています。
10. 釣行は無理をせず安全第一で楽しんでください。

No.〇〇〇〇〇

別記様式 2 号 漁場監視員証

表

No.		漁場監視員証	
		下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
		住所	
		氏名	殿
		生年月日	年 月 日
有効期間		糸魚川内水面漁業協同組合	
自	年 月 日		
至	年 月 日		

裏

注 意 事 項

1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。
2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。
3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。
4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。
5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。

糸魚川内水面漁業協同組合

別記様式第 3 号


表

年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 ~ 至			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

別記様式 2 号 漁場監視員証

表

No.		漁場監視員証	
		下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
		住所	
		氏名	殿
		生年月日	平成 年 月 日
有効期間		糸魚川内水面漁業協同組合	
自	平成 年 月 日		
至	平成 年 月 日		

裏

注 意 事 項

1. 当組合の遊漁規則を励行状況を監視し、承認遊漁者の有無を取締ること。
2. 違反者を発見した時は、直ちに遊漁を中止、拒絶すること。
3. 違反者及び遊漁料を徴したときは直ちに事務所に報告すること。
4. 定められた日時に漁場を巡回し、漁場報告を事務所に提出すること。
5. 漁場監視員は、いかなる場合も、遊漁者に暴行脅迫威嚇してはならない。

糸魚川内水面漁業協同組合

別記様式第 3 号

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証			
顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
		生年月日	大・昭・平 年 月 日
承認期間 自 H ~ 至 H			
遊漁料	魚 種	いわな・やまめ・うぐい・にじます・ かじか・うなぎ・こい・ふな	
	漁具漁法	竿 釣	
	遊漁区域	県下一円	
(但し裏面記載の区域を除く)			
発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3 新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤ (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761			

(用紙：緑色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：緑色)

表

年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
生年月日	大・昭・平	年 月 日	

承認期間 自 ~ 至

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 漁具漁法 竿 釣
 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。
- 6 本証は原則として再発行しません。

(用紙：黄色)

附則

この規則は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。(行政庁の認可日 令和 年 月 日)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：緑色)

表

平成 年度 遊 漁 承 認 証

顔 写 真 (3.0×2.5) cm	承認番号		
	遊 漁 者	住所	
		氏名	
生年月日	大・昭・平	年 月 日	

承認期間 自 H ~ 至 H

遊漁料 魚 種 こい・ふな
 5,500 円 漁具漁法 竿 釣
 (税抜) 遊漁区域 県下一円
 (但し裏面記載の区域を除く)

発 行 者 新潟市中央区南万代町 13-3
 この券はこい・ふなに限ります。新潟県内水面漁業協同組合連合会 ㊤
 (025) 241-5795 FAX (025) 241-8761

(用紙：黄色)

裏

注 意 事 項

- 1 遊漁者は、遊漁をする時は、本証を携帯しなければなりません。
- 2 本証を他人に、譲渡または、貸与してはなりません。
- 3 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、本証を提示して下さい。
- 4 除外される区域及び魚種は次のとおりです。
 - (1) 本証でアユ、サクラマス、ニジマス、イワナ、ヤマメ、ウナギ、ウグイ、カジカ及びモクズガニを釣ることはできません。
 - (2) 関川(内共第 18 号妙高市兼俣橋上流端から上流水沢川まで)及び只見川(内共第 14 号奥只見ダム及び大鳥ダム)で遊漁はできません。
- 5 遊漁上の制限、禁止事項については「遊漁のしおり」をご覧ください。

(用紙：黄色)

附則

この規則の変更は、令和 4 年 1 月 1 日 (行政庁の認可日 令和 3 年 12 月 28 日) から施行する。

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日